

協会けんぽしかが

2023年
10月
職場の皆様で
ご回覧ください。

今月の
トピック

従業員の皆様の健康管理には 生活習慣病予防健診をご利用ください！

生活習慣病予防健診（一般健診）は、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的に血液検査や尿検査、がん検診等が含まれる内容の健診です。35歳～74歳※の被保険者（加入者ご本人）の方は、年度内にお一人様につき1回、健診費用の一部を補助します。 ※令和5年度は、S23.4.2～H1.4.1生まれの方が対象

生活習慣病予防健診のメリット

検査項目が充実！

（一般健診は胃・大腸・肺がん検診を含んでいます）
検査項目が少ない労働安全衛生法に基づく
定期健診に置き換えることができます

健診費用の補助が受けられる！

（定期健診への協会けんぽからの補助はありません）
最高18,865円かかる一般健診が5,282円で
受診できます

13,583円の補助！

健診後のフォローも万全！

生活習慣病のリスクがある方へは保健師など
からの無料サポートが受けられます

今年度より補助を増額し、 自己負担額を値下げしました

一般健診のみを
受診した際の自己負担額

令和4年度まで
最高 7,169円

1,887円
値下げ

令和5年度から
最高 5,282円

一般健診に追加できる
付加健診※の自己負担額

令和4年度まで
最高 4,802円

2,113円
値下げ

令和5年度から
最高 2,689円

※一般健診を受診する
①40歳の方 ②50歳の方が対象

どこで 受診 できる？

滋賀県内38機関

滋賀県内の
健診実施機関は
こちらから



お近くの会場で
受診できる
チャンス！

集団健診の会場

お近くの施設（会館など）で
受診できる集団健診の会場は
こちらから



受けたい場所が決まったら
いますぐ予約！

健診実施機関へ
直接電話予約を！

※協会けんぽ各都道府県支部の健診
実施機関でも受診可能です。



皆様の健康への取組が保険料率を変える インセンティブ制度

協会けんぽには、加入者・事業主の皆様の取組を保険料率に反映させるインセンティブ制度があります。この制度は、5つの指標に基づき47都道府県支部をランク付けし、上位の支部は翌々年度の保険料率が引き下げられる制度です。

未来の保険料のため、加入者の皆様へお願いしたい取り組み

年に1回は
健診を受ける



生活習慣改善が
必要な方

要治療の判定と
なった方

特定保健指導を受ける



医療機関を受診する



病気やけがなどで
薬を処方された方

ジェネリック医薬品
を希望する



ジェネリック
医薬品は
ありますか？

お勤めの方：生活習慣病予防健診
ご家族の方：特定健診

赤字は昨年度より順位が下がった項目です。
令和5年度はインセンティブの対象外でした。

5つの指標と滋賀支部の順位

特定健診の実施率 (及び伸び率)	5位
特定保健指導の実施率 (及び伸び率)	32位
特定保健指導対象者の 減少率	20位
要治療者の医療機関受診率 (及び伸び率)	45位
ジェネリック医薬品の使用割合 (及び伸び率)	44位
総合	34位

※令和3年度実績に基づいた滋賀支部の全国順位です。

こんなときは「第三者行為による傷病届」をご提出ください

私用中に発生した交通事故・暴力など、第三者（相手方）の行為によって負傷等した場合、保険証を使用しての治療や健康保険給付の申請には「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

第三者行為による傷病とは？

例えば
こんなとき



他人が飼っている
ペットによる
加害行為



相手がいる交通事故



暴力行為

など

保険証を使って治療を受ける場合
健康保険給付※の申請をする場合

※療養費、高額療養費、傷病手当金など

「第三者行為による傷病届」
の提出が必要です。

事故発生状況や治療
状況等を記入します。

届け出に必要な申請書は
こちらからダウンロード
できます。



なぜ届け出が必要なの？

交通事故やケンカ等、第三者の行為による疾病・負傷（ケガ）の治療費は、本来加害者が負担するべきものです。私用中に発生した傷病であれば、「第三者行為による傷病届」を提出のうえ保険証を使用し治療を受けることもできます。この場合、本来加害者が払うべき治療費を協会けんぽが立て替えることとなりますので、その費用を加害者または損害保険会社などに請求します（損害賠償請求権の代位取得）。この請求に必要な事項を確認するため、届け出が必要となります。

⚠ 業務災害、通勤途上の疾病・ケガの場合

この場合は健康保険を使用できません。
詳しくは労働基準監督署にご相談ください。



健康保険で治療を受けられた場合、協会けんぽが後日、加害者に対して治療費の請求をすることになりますが、当事者だけで示談してしまうと正当な請求ができなくなることがありますので、示談をする前に必ず協会けんぽへご連絡をお願いします。

BIWA-TEKU アプリを使って、『健康で長生き!』を楽しく目指そう♪



あるいて
スタンプ!

でかけて
ポイント!

協会けんぽ滋賀支部では県内の自治体等と連携し、BIWA-TEKU（ビワテク）アプリを運営しています。

アプリでできる!こんなこと

- ★アプリが入ったスマホを持って、歩いた歩数でバーチャルびわ湖一周に挑戦できる!
- ★健康促進に関するアクションで健康ポイントが加算。貯めた健康ポイントで賞品がもらえる!

詳細は
BIWA-TEKU
公式サイトへ



滋賀支部からの電話勧奨業務の外部委託について

滋賀支部では、次の2つの事業について電話勧奨業務の委託を行っており、下記の外部委託事業者より事業所様へ、お電話させていただきます。ご承知おきくださいますようお願いいたします。

- ① 「生活習慣病予防健診受診のお願い」 についての電話による勧奨
- ② 「健康アクション宣言エントリーのお願い」 についての電話による勧奨

①の委託事業者 株式会社 エスプールグローバル 東京都千代田区外神田1-18-13 秋葉原ダイビル10F

②の委託事業者 株式会社 MAYA STAFFING 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル27F

業務委託にあたり、委託事業者に対して情報を提供しますが、「委託業務の遂行上必要な範囲に限り使用し、ほかの目的には一切使用しない」旨の契約を交わしています。

協会けんぽ しが 2023年10月号

〈発行〉 全国健康保険協会 滋賀支部

協会けんぽ

〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3階



お問い合わせ
はこちら

TEL : 077-522-1099

FAX : 077-522-1138

※おかけ間違いにご注意ください。



健康教室
お試し動画

を公開中です

滋賀支部
YouTube
チャンネル

健康教室
お申込み

様々な分野の健康づくりの専門家がオンライン等で講座を開催する「健康教室」。お申込みのご参考にしていただくために、全14講座それぞれ3分程度のお試し動画を滋賀支部YouTubeチャンネルにて公開しております。

